(二)　送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

(三)　送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

第二項中「九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値」を「九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値」に改め、同項第四号を次のように改める。

4　送信バーストの送信時刻が設定される場合は、当該送信時刻と基地局が送信バーストを送信する時刻との偏差は(±)一〇マイクロ秒以内であること。

第三項第一号(二)(1)の表四デシベル以下の項中「二〇〇ミリワット以下」の下に「(注3、注4)」を加え、同表注に次のように加える。

3　再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあっては、送信する電波の一キャリア当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であること。

4　再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあっては、陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

第三項第一号(三)及び同項第三号(三)中「基地局へ送信する場合」を「陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合」に、「陸上移動局から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合」を「基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合」に改める。

第三項第四号(一)の表及び同号(二)の表注2中「陸上移動局」の下に「(中継を行うものを除く。)」を加え、同表注3を次のように改める。

3　陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の送信装置は、陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあっては陸上移動局(中継を行うものを除く。)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあっては基地局の規定を、それぞれ適用する。

第三項第五号(三)中「基地局へ送信する場合」を「陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合」に、「陸上移動局へ送信する場合」を「基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合」に改める。

第三項第六号を次のように改める。

6　送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。

(一)　基地局の送信装置

(1)　チャネル間隔が二・五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)二・五MHz及び(±)五MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(2)　チャネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)五MHz及び(±)一〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(3)　チャネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(二)　陸上移動中継局の送信装置　基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合は、(一)の規定を適用する。

第三項第八号中「陸上移動局」の下に「(中継を行うものを除く。)」を加え、同項に次の二号を加える。

9　陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備が同時に送信可能な最大キャリア数は、三であること。

10　陸上移動局(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。)の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

(一)　送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。

(二)　送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

(三)　送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

第四項第三号を次のように改める。

3　基地局の相互変調特性は次のとおりとする。

(一)　五MHzシステムのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)五MHz及び(±)一〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(二)　一〇MHzシステムのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

第四項第四号の表注1を次のように改める。

1　送信バースト長の許容値は、基地局送信バースト長にあっては(±)二マイクロ秒、陸上移動局送信バースト長にあっては(±)四マイクロ秒であること。

○農林水産省告示第千六百二十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年十一月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十一月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆